別表１

１　群馬県立県民健康科学大学新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変に伴う授業料の減免に関する取扱基準（以下「取扱基準」という。）に定める「家計基準」

（参考運用通知：「授業料免除選考基準の運用について（平成13年3月28日付け12文科高第295号文部

科学省高等教育局長通知）」）

（１）授業料免除に係る基準

ア　授業料免除の対象者となる者は、その者の属する世帯の１年間の総所得金額が表１の収入基準額以下の者であること。この場合、総所得金額の算定は「（２）総所得金額の算定方法」によること。

ただし、大学院に在学する者のうち、次のいずれにも該当する者については独立生計者と認

　　　定し、本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）の１年間の総所得金額で判定すること。

（ア）所得税法上、父母等の扶養親族でない者

（イ）父母等と別居している者

（ウ）本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）に収入があり、その収入について所得申告

　　がなされ、所得証明書が発行される者

イ　長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別の事情があ

　る者については、総所得金額が収入基準額を超える場合であっても特例として免除の対象とす

ることができるものとすること。この場合、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」

という。）の特例推薦による金額を超えないものとすること。

ウ　家計の判定に当たっては、本人が受けている給付奨学金を総所得金額に加算するととも

に、本人の授業料相当額を特別控除の対象としないこと。

なお、この通知に定めるもの以外の取扱いについては、機構の取扱いを準用すること。

表１ 免除に係る収入基準額表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 学　　部 | 大学院博士前期課程 | 大学院博士後期課程 |
| 世  帯  人  員 | １人 | 1,670,000円 | 1,820,000円 | 2,540,000円 |
| ２人 | 2,660,000円 | 2,900,000円 | 4,040,000円 |
| ３人 | 3,060,000円 | 3,340,000円 | 4,670,000円 |
| ４人 | 3,340,000円 | 3,640,000円 | 5,070,000円 |
| ５人 | 3,600,000円 | 3,930,000円 | 5,480,000円 |
| ６人 | 3,780,000円 | 4,120,000円 | 5,740,000円 |
| ７人 | 3,950,000円 | 4,320,000円 | 6,020,000円 |
| １人増すごとに(※) | （170,000円） | （200,000円） | （280,000円） |

（※）世帯人員が７人を超える場合は、１人増すごとに（ 　）内に記載している金額を世帯

人員７人の収入基準額に加算する。

（２）総所得金額の算定方法

総所得金額とは、申請者の属する世帯（大学院に在学する者のうち独立生計者と認定された者に

あっては本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。））の金銭、物品などの１年間の総収入金額（大学院に在学する者のうち独立生計者と認定された者（配偶者があるときは、配偶者を含む。）が父母等から金銭、物品などの給付を受けている場合はその金額を、本人が給付奨学金を受けている場合はその金額を合算した額）から、（１）必要経費、（２）特別控除額を差し引いた金額をいう。

なお、１年間の総収入金額は、申請の前年１年間の額（給付奨学金は、申請の前年度１年間に実

際に受けた額を申請の前年１年間の額とみなすこと。）によることとし、これにより難い場合は、

機構の取扱いを準用すること。

ア　必要経費

必要経費の控除は、次の所得の種類別により取り扱うこと。

（ア）給与所得

俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及びこれらの性質を有する給与等（扶助料、傷病

　　　手当金等を含む。）の収入金額については、次の計算式によって、得られた金額を控除する。

・収入金額が104万円以下のものは収入金額と同額とする。

・収入金額が104万円を超え200万円までのもの　収入金額×0.2＋83万円

・収入金額が200万円を超え653万円までのもの　収入金額×0.3＋62万円

・収入金額が653万円を超えるもの　258万円

（注）①給与所得者が２人以上いる場合、この計算は各人別に行う。

②同一人で２以上の収入源があって、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算し

たあと総所得金額を算定する。

（イ）商業、工業、林業、水産業所得

年売上高から、必要経費として、売上品原価と営業経費とを控除する。

なお、売上品原価には、当該年度内の仕入れであっても、年度末に在庫として残っている分（

　　　たな卸資産）は含まない。また、営業経費とは、雇人費、減価償却費、業務に係る公租公課等収

　　　入金額を得るための必要経費をいう。

（ウ）農業所得

総粗収入から必要経費として、肥料、種苗、蚕種、家畜の飼料、動力機の燃料等（過去１年間

　　　の収入を得るために実際に消費したもの）の購入費を控除する。

なお、総粗収入には、農作物の種類別に作付面積から総収量を算出し、これに販売価格を乗じ

　　　て得た金額（粗収入）のほか、養蚕、牧畜、養豚等農作物以外の収入及び副業収入がある場合に

　　　は、その収入金額を、すべて前記の収入金額（粗収入）に加算すること。また、家計仕向け分

　　　（自家消費）も販売価格で換算して含めるものとする。

（エ）その他の職業による所得及び雑所得

給与、商業、工業、林業、水産業、農業以外の職業（開業医、弁護士、著述業、公認会計士、

　　　外交員、税理士、大工、左官等）によって収入を得ている場合及び利子、配当、家賃、間代、地

　　　代、内職収入、親戚・知人等からの援助等の収入の場合、それぞれの収入を得るための必要経費

　　　を要したときは、収入金額からその必要経費を控除する。

（オ）臨時的な所得

公租公課等の経費を控除する。

なお、臨時的な所得とは、退職金、退職一時金、保険金、資産の譲渡による所得及び山林所得

　　　をいい、当該授業料免除実施前６月間における収入のみとする。

イ　特別控除額

母子・父子世帯、就学者のいる世帯、その他特別の事情のある世帯について、表２の特別控除額を

　控除する。

表２

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 特別の事情 | | | 自宅通学 | 自宅外通学 |
| Ａ 世帯を対象とする控除 | ①母子・父子世帯 | | | 490,000円 | |
| ②就学者のいる世帯 | 小学校児童１人につき | | 80,000円 | |
| 中学校及び中等教育学校の前期課程生徒１人につき | | 160,000円 | |
| 高等学校及び中等教育学校の後期課程生徒１人につき | 国公立 | 280,000円 | 470,000円 |
| 私　立 | 410,000円 | 600,000円 |
| 高等専門学校学生１人につき | 国公立 | 360,000円 | 550,000円 |
| 私　立 | 600,000円 | 800,000円 |
| 大学学生１人につき | 国公立 | 590,000円 | 1,020,000円 |
| 私　立 | 1,010,000円 | 1,440,000円 |
| 専修学校高等課程生徒１人につき | 国公立 | 170,000円 | 270,000円 |
| 私　立 | 370,000円 | 460,000円 |
| 専修学校専門課程生徒１人につき | 国公立 | 220,000円 | 620,000円 |
| 私 立 | 720,000円 | 1,120,000円 |
| ③障害者のいる世帯 | 障害者１人につき | | 860,000円 | |
| ④長期療養者のいる世帯 | 療養のため経済的に特別な支出をしている金額 | | | |
| ⑤主たる家計支持者が別居している世帯 | 別居のため特別に支出している金額。ただし、710,000円を限度  とする。 | | | |
| ⑥火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯 | 日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基  本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があって、将来長期に  わたって支出増又は収入減になると認められる年間金額 | | | |
| ⑦父母以外の者で収入を得ている者のいる世帯 | 父母以外の者の所得者１人につき380,000円。なお、その所得が  380,000円未満の場合はその所得額。ただし、本人及び配偶者の  所得については控除できない。 | | | |
| Ｂ 本人を対象とする控除 | 自宅通学　280,000円  自宅外通学　720,000円 | | | | |

（備考）

・Ａ欄の「②就学者のいる世帯」であることによる控除は、就学者の中に出願者本人分は含めない。

・Ａ欄の「②就学者のいる世帯」であることによる控除（国立学校に係るもの）は、当該就学者が全額授業料免除を受けている場合は、Ｂ欄の「本人を対象とする控除」と同額とし、半額授業料免除を受けている場合は、Ｂ欄の金額と授業料納入金額との合計額がＡ欄の「②就学者のいる世帯」であることによる控除額を超えない範囲内で授業料納入金額を加算することができる。

・就学者の学種が申請時と異なる場合は、申請時の学種によりＡ欄の「②就学者のいる世帯」であることによる控除額を適用すること。

・Ａ欄の控除については、該当する特別の事情が２以上ある場合には、それらの特別控除額をあわせて控除することができる。